

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備		
担当部署	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3525)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成24年3月8日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【内容】</b> 商品先物取引法に規定する商品のうち、一定のものを対象とするデリバティブ取引(商品関連市場デリバティブ取引)を、金融商品取引法に規定する金融商品取引所の取引対象とし、当該取引所における取引に関与する主体に関する各法律の所要の規定を整備するものであり、これらの措置により、証券、金融、商品の全てを横断的に一括して取り扱うことのできる「総合的な取引所」の創設を可能とするもの。 なお、「総合的な取引所」及び「総合的な取引所」において取引を行う仲介業者、清算機関等については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣(金融庁)が一元的に監督を行う<sup>3</sup>。</p> <p>(注) 商品のみを取り扱う取引所については、従来どおり、物資所管大臣が監督を行う。</p> <p><b>【現状及び問題点】</b> 現在、証券、金融デリバティブについては金融商品取引所、商品デリバティブについては商品取引所において取引が行われており、仲介業者、清算機関等も一元化されていない。その結果、一つの窓口で利用者のニーズに応えた多様な品揃えの商品が提供できないなど、利用者の利便性が損なわれている。 規制・監督についても、金融商品取引所については金融商品取引法に基づき金融所管官庁(金融庁)が、商品取引所については商品先物取引法に基づき物資所管官庁(農林水産省・経済産業省)が監督を行っており、このような二重の規制・監督は「総合的な取引所」創設の障害となり、市場の活性化を妨げ、ひいては、我が国市場の国際競争力の低下をもたらしている。</p> <p><b>【目的及び必要性】</b> 利用者利便の向上及び我が国市場の国際競争力の強化を図るため、証券、金融、商品の全てを横断的に一括して取り扱うことのできる「総合的な取引所」の実現に向けた所要の制度整備を行うことが必要である。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	<p>金融商品取引法第2条第8項、第2条第14項、第2条第21項、第2条第22項、第2条第23項、第2条第24項、第28条第1項、第40条の6、第43条の2の2、第43条の4、第79条の20、第79条の21、第79条の27、第79条の28、第79条の49、第79条の53、第112条第2項、第113条第2項、第117条第2項、第131条第2項、第142条第5項、第142条第9項、第151条、第153条の5、第159条、第161条第3項、第173条～第174条の3、第194条の6の2、第194条の6の3 商品先物取引法第354条の2第2項 金融商品の販売等に関する法律第3条第7項</p>		
想定される代替案	「総合的な取引所」における商品関連市場デリバティブ取引については、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣(金融庁)、商品先物取引法に基づき物資所管大臣、それぞれが監督することとし、監督権限の行使にあたっては、相互に連携することとする。(商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う業者は、内閣総理大臣(金融庁)及び物資所管大臣それぞれの監督対象となる。また、内閣総理大臣(金融庁)から物資所管大臣への情報提供、事前協議等の相互連携の仕組みを設ける。)		
規制の費用	<p style="text-align: center;"><b>費用の要素</b></p> <p>(i) 商品先物取引業者が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、金融商品取引業の登録が必要となり、申請に係る事務費用や登録要件を満たすための体制整備(人的構成、財産的基礎等)に係る費用のほか、金融所管官庁への報告書の提出など金融商品取引業者に課される義務履行に係る費用が増加する。 (ii) 金融商品取引業者等が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、物資所管大臣の許可が必要となり、申請に係る事務費用のほか、物資所管官庁に対する報告書の提出など商品先物取引業者に課される義務履行に係る費用が軽減される。</p> <p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>(i) 商品先物取引業者が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、現行の物資所管官庁に加え金融所管官庁の監督を受けることとなるため、金融商品取引業の登録申請に係る事務費用や登録要件を満たすための体制整備(人的構成、財産的基礎等)に係る費用のほか、報告書を金融所管官庁に提出するなど金融商品取引業者に課される義務履行に係る費用が増加する。 (ii) 金融商品取引業者等が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、現行の金融所管官庁に加え物資所管官庁の監督を受けることとなるため、商品先物取引業の許可基準を満たすための費用や報告書を物資所管官庁に提出するなど商品先物取引業者に課される義務履行に係る費用が増加する。</p> <p>(i) 商品先物取引業者が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、内閣総理大臣(金融庁)の登録が必要となることから、金融所管官庁において、審査に係る費用が増加する。また、報告徴求などの監督業務に係る費用が増加する。 (ii) 金融商品取引業者等が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、物資所管大臣の許可が必要となることから、物資所管官庁において、審査に係る費用が軽減される。また、報告徴求などの監督業務に係る費用が軽減される。 (iii) 内閣総理大臣(金融庁)が、商品関連市場デリバティブ取引に係る一部の監督権限を行使するにあたり、金融所管官庁において、物資所管大臣への情報提供、事前協議等に係る費用が増加する。</p> <p>(i) 商品先物取引業者が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、現行の物資所管大臣の許可に加え、内閣総理大臣(金融庁)の登録を得る必要があるため、金融所管官庁において、審査に係る費用が増加する。また、金融所管官庁において、報告徴求などの監督業務に係る費用が増加する。 (ii) 金融商品取引業者等が、「総合的な取引所」において、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合、現行の内閣総理大臣(金融庁)の登録に加え、物資所管大臣の許可を得る必要があるため、物資所管官庁において、審査に係る費用が増加する。また、物資所管官庁において、報告徴求などの監督業務に係る費用が増加する。 (iii) 内閣総理大臣(金融庁)又は物資所管大臣が、商品関連市場デリバティブ取引に係る一部の監督権限を行使するにあたり、金融所管官庁又は物資所管官庁において、もう一方の大臣への情報提供、事前協議等に係る費用が増加する。</p>		
(遵守費用)			
(行政費用)			
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。		
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <p>「総合的な取引所」が創設されることにより、一つのプラットフォームで証券から商品関連市場デリバティブまで全ての商品を取扱うことが可能となり、利用者の利便性が向上するとともに、内外からの資金流入の増加により、我が国市場の国際競争力の強化につながる。</p> <p style="text-align: center;"><b>代替案の場合</b></p> <p>商品関連市場デリバティブ取引に係る業務を行う場合における、金融所管官庁及び物資所管官庁による二重の監督という弊害を懸念して、「総合的な取引所」が創設されない可能性が高く、仮に創設されても、金融商品取引業者等や商品先物取引業者が当該取引に係る業務を行うことに消極的となるため、本案と同等の便益が発生しない。</p>		
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	<p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案については、遵守費用及び行政費用において、概ね同程度の増加する費用(商品先物取引業者の登録申請、審査等に係る費用)と軽減される費用(金融商品取引業者等の許可申請、審査等に係る費用)が発生するほか、若干の行政費用(物資所管大臣への情報提供・事前協議等に係る費用)の増加が見込まれる。 一方、証券、金融、商品の全てを横断的に一括して取り扱うことのできる「総合的な取引所」が創設されることにより、利用者の利便性の向上と我が国市場の国際競争力の強化という多大な便益がもたらされ、当該便益は、若干の新たな費用の発生というマイナス効果を上回ると考えられる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案においては、遵守費用、行政費用のいずれも、本案を上回る。 さらに、代替案においては、市場における取引流動性が低下し、投資者保護を損なうという、社会的費用が発生する可能性がある上、規制の便益については、代替案が本案を下回ると考えられる。 よって、本案の方が適当であると考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	「新成長戦略実現2011」(平成23年1月25日閣議決定)及び「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)において、2012年の通常国会に向けた所要の法案の提出準備を行うこととされている。		
レビューを行う時期又は条件	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			